

決裁・供覧

件名	大手町3号館関係について			文書番号
				東京高裁会第295号
伺い文	別紙のとおり決定してよろしいか。			
起案 部署	起案日	令和4年2月9日	受付日	
		最高裁判所 東京高等裁判所 事務局 会計課 営繕係	決裁処理期限日	R4.2.10
			決裁日	2/10
			施行処理期限日	
			施行日	
			施行先	
			施行者	
			取扱上の注意	
			機密性格付け	
			取扱制限	
分類 名称	大分類	(会・営繕) 会計(事務)	行政文書保存期間	5年
	中分類	(会ろ-05) 国有財産(一時)		
取扱 区分	名称(小分類)	国有財産関係(令和3年度)	保存期間満了時期	令和9年3月31日
	秘密区分			
秘密期間終了日		格付け	機密性格付け	
指定事由		保存	取扱制限	
次頁のとおり				
決裁 ・ 供覧 欄				
備考 欄				

決裁区分：甲

(東京支裁)  
長官

事務局長

事務局次長

総括企画官

会計課長

決  
裁  
供  
覽  
欄

(東京地裁)  
所

事務局長

事務局次長

経理課長

決

裁

供

覽

欄

(別紙)

【決定事項】

大手町合同庁舎第3号館を借用するにあたり、同所に仮移転させる部署については、東京高等裁判所民事部とする。

(理由)

関係部署の代表者である「大手町3号館への仮移転に関する高地裁合同PT」が作成した令和4年2月9日付け提言において、「高裁民事部を仮移転候補とすることが最も弊害が少ない」と提言されたことを踏まえ、大手町合同庁舎第3号館に仮移転させる部署については、東京高等裁判所民事部とすることが相当であると判断したため。

(添付資料)

- 1 令和3年11月16日付け「大手町3号館への仮移転に関する高地裁合同PTについて」
- 2 令和4年2月9日付け提言

## 大手町 3 号館への仮移転に関する高地裁合同 P Tについて

### ◎ 趣旨

東京高地簡裁合同庁舎のアスベスト対策等工事を実施するに当たり、工事中の仮移転先として大手町 3 号館庁舎の一部（約 800 m<sup>2</sup>）を借用できる目途がついたことから、高地裁のどの部署が同所に仮移転するのが相当かについて、関係部署の代表者が集まって集中的に検討し、高裁長官・地裁所長に提言する。

### ◎ 期限

仮移転のための大手町 3 号館の改修工事を令和 5 年度中に行う必要があり、そのためには令和 4 年度の年度当初に同改修工事の実施設計業務を発注する必要があることから、その発注準備に要する期間も踏まえ、令和 4 年 2 月上旬までに成案を得ることとする。

### ◎ 構成員

#### ○ 議長（議事進行）

知財高裁 菅野部長

#### ○ 高裁

- 民事部：鹿子木部長（4 民），中山部長（24 民），内野次席書記官
- 刑事部：大野部長（4 刑），伊藤部長（5 刑），御厨次席書記官
- 事務局：石井事務局長，加藤事務局次長

#### ○ 地裁

- 民事部：佐藤第 2 代行，春名部長（民 2），渡辺（泰）次席書記官
- 刑事部：丹羽部長（刑 3），佐伯部長（刑 6），塚原次席書記官
- 事務局：定久事務局長，黒澤事務局次長

#### ○ オブザーバー（説明者）

- 高裁事務局：木田総括企画官，塚原首席技官，塚田総務課長
- 地裁事務局：伊藤事務局次長

※ 上記のほか、必要に応じて適宜参加

以 上

令和 4 年 2 月 9 日

提 言

大手町 3 号館への仮移転に関する高地裁合同 P T

本 P T は、別紙 1 の構成員の下、別紙 2 の期日に開催され、議論検討を重ねた結果を以下のとおり取りまとめた。

第 1 結論

仮移転部署を決定するに当たっては、裁判所の本質的使命に照らし、改修工事の便宜等のみにとらわれることなく、利用者の立場に立った利便性や裁判実施への支障の程度等を重視することが重要であり、このような視点に立てば、裁判に関わる部署以外の部署が仮移転することが望ましいとの意見もあったが、これらの部署だけでは、2 フロア分を 1 つの工区とする改修工事を行うために必要なスペースを確保することは困難であることから、裁判部を仮移転対象とせざるを得ず、この場合には、高裁民事部を仮移転候補とすることが最も弊害が少ないと考えられる。

なお、裁判部が仮移転対象となる場合には、いずれの部署が仮移転するにしても、その弊害を軽減するための十分な支援態勢を整備することが必要であり、そのためには、仮移転対象部署の構成員を含めた P T 等を設置し、引き続き具体策を検討することが適当である。

第 2 理由

検討の過程において述べられた意見の概要は以下のとおりであり、これらを総合した結果、前記第 1 の結論に至った。

- 1 仮移転部署を検討するに当たっては、以下の各案が考えられる。
  - ① 高地裁事務局
  - ② 高地裁事務局（給与及び経理等の計算事務担当部署等）+会議室・記

録庫等（資料室の記録庫等への分散配置を含む。）+専門部案

③ 地裁民事部案

④ 地裁刑事部案

⑤ 高裁民事部案

⑥ 高裁刑事部案

⑦ その他（工事エリアの部署が順次仮移転するなど、仮移転部署を固定せずに負担の公平化を図る案等）

①については、事務局については、裁判部支援の観点から霞が関に常駐する必要性が高い部署が多く、司法行政の円滑な遂行のために相互の連携が必要な部署が多いこと、仮移転が一応可能と考えられる部署（給与及び経理等の計算事務担当部署等）だけでは必要面積を確保できないこと等の理由から、実現困難との意見が大勢を占めた。

②については、会議室・記録庫等を大手町3号館に仮移転した場合にはその利用に支障があること、専門部に限定しても、これらを仮移転した場合には、訴訟担当部の分断が生じ、一体性を保つ上で大きな支障があること（なお、専門部のみが移転する場合には、支障は軽減され得るのではないかとの指摘もあった。）、法廷フロア改修期間中、相応数の法廷の使用を休止せざるを得ないため、裁判部が一定の規模で仮移転しないと使用法廷の調整が難航するおそれがあること等の理由から、実現困難との意見が大勢を占めた。

⑦については、公平性は保たれるとしても、仮移転の部署及び回数が極めて多数に上り、当事者等の混乱を招く可能性があること、仮移転の度に対象部署に応じた仮移転先の改修等が必要になる可能性が高く、仮移転自体のコストの増大も含めて、多大なコストを要するおそれがあること、いずれにしても仮移転が困難と思われる部署が存在すること等の理由から、実現困難との意見が大勢を占めた。

④及び⑥については、刑事部の仮移転については、身柄事件等における安全性の確保や仮監の設置等につき特別の配慮が必要になること、④の地裁刑事部案については裁判員裁判実施上の混乱が生じるおそれがあること等の理由から、実現困難と考えられる。

③については、訴訟担当部の分断が生じ、一体性を保つ上で大きな支障があること、円滑な司法修習の実施が阻害されるおそれがあること等の理由からその実現に伴う問題は大きい。

これに対し、⑤については、合同庁舎を代表する裁判所というべき高裁のうち民事部が仮庁舎に移転することの社会的、組織的意味合いについては十分留意されるべきではあるが、面積的及び位置的にみると、全体が一体となって完結的に仮移転でき、組織の分断を避けることができること、平均的な事件数や期日回数に照らし、利用者に与える影響も地裁民事部に比べれば比較的限られたものとなり得ること、改修工事の便宜上も最適であること等の理由から、仮移転の対象とすることもやむを得ないとの意見が大勢を占めた。

2 裁判部が仮移転対象となる場合には、いずれの部署が仮移転するにしても、その弊害を軽減するための十分な支援態勢を整備することが必要である。具体的には、仮移転先に整備される室数・法廷数及びその仕様、執務環境、法廷への動線、庁舎間の移動方法、大法廷利用事件等への対応、当事者への教示方法等が問題となるが、特に警備及び資料室の利用方法については極めて重要な課題といえる。したがって、これらの問題や課題に鑑み、その弊害を軽減し、十分な支援態勢を整備するため、仮移転対象部署の構成員を含めたPT等を設置し、引き続き具体策を検討することが適当である。

以上

(別紙1)

議長

知的財産高等裁判所第4部総括裁判官

菅野雅之

構成員

東京高等裁判所第4民事部総括裁判官

鹿子木康

東京高等裁判所第24民事部総括裁判官

中山孝雄

東京高等裁判所第4刑事部総括裁判官

大野勝則

東京高等裁判所第5刑事部総括裁判官

伊藤雅人

東京高等裁判所民事次席書記官

内野洋大

東京高等裁判所刑事次席書記官

御厨大典

東京高等裁判所事務局長

和波宏典

東京高等裁判所事務局次長

加藤和広

東京地方裁判所長代行

佐藤達文

東京地方裁判所民事第2部総括裁判官

春名茂

東京地方裁判所刑事第3部総括裁判官

丹羽敏彦

東京地方裁判所刑事第6部総括裁判官

佐伯恒治

東京地方裁判所民事次席書記官

渡辺泰典

東京地方裁判所刑事次席書記官

塚原雅彦

東京地方裁判所事務局長

定久朋宏

東京地方裁判所事務局次長

黒澤剛

以上 17 人

【機密性 2】

(別紙2)

令和3年11月29日(月)

令和3年12月14日(火)

令和4年 1月20日(木)

令和4年 2月 9日(水)

以上4回